

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発行する印刷物等への有料による広告掲載の取扱いを定め、併せて適切な市政情報の提供に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載を対象とする印刷物等)

第2条 この告示において「印刷物等」とは、広報紙、パンフレット、ホームページ、その他広告媒体として活用が可能なもので、市長が認めるものとする。

(広告掲載の所管)

第3条 印刷物等を所管する部署は、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 印刷物等に掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(4) 市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの

(5) 市の印刷物等の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの

(6) その他市の印刷物等に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載できる広告に関する基準については、広告媒体の性質に応じて別途定めることができるものとする。

(広告の掲載順位)

第5条 印刷物等に広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）の広告掲載希望が募集枠数を超える場合においては、広告の掲載の順位は、次のとおりとする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人その他非営利団体に係る広告

(2) 私企業のうち、公共性の高い企業で市内に事業所等を有するものに係る広告

(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの

(4) 前各号に掲げるもの以外の広告

2 前項の場合において、同順位の申し込みにより募集枠数を超える場合は、抽選するものとする。

(募集要項の作成)

第6条 印刷物等を所管し、広告を掲載しようとする部署は、募集の前に、以下の事項を定めた募集要項を作成しなければならない。

(1) 広告を掲載する媒体及び広告方法

(2) 広告の規格

(3) 広告掲載期間

(4) 広告料等

(5) 広告掲載希望者の募集方法

(6) 手続きにともなう各種書式

(7) その他

(広告掲載希望者の募集等)

第7条 印刷物等を所管し、広告を掲載しようとする部署は、前条に定めた募集要項に基づき、広報誌等において、広告掲載希望者を募り、又は掲載対象者を選定して直接依頼するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の申込書を受けたときは、申込期間終了後、速やかに第15条に規定する広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）に付議して広告掲載の可否を決定し、広告掲載可否決定通知書により広告掲載希望者に通知するものとする。ただし、前回の掲載期間終了後1年以内に、同一業者が同一媒体に同一内容で再び掲載を希望する際には、審査会の開催を省略して、掲載の決定をすることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、可とする決定（以下「掲載決定」という。）を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法により掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならないものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、広告主の負担するものとする。

(広告代理店への業務委託)

第12条 第7条の規程にかかわらず、市長は、必要であると認めるときは、広告の募集を広告代理店に業務委託することができるものとする。

(掲載決定の取消し)

第13条 市長は、次の場合は掲載決定を取り消すことができるものとする。

(1) 印刷物等の編集上支障があるとき。

(2) 市長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。

(3) 広告掲載料を納入しなかったとき。

(4) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

2 前項の規定により、掲載決定を取り消したときは、速やかに掲載決定取消通知書により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第14条 掲載決定後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、掲載料を還付する。

(広告掲載審査委員会の設置)

第15条 印刷物等に掲載する広告の掲載について審査する機関として、審査会を設置する。

2 審査会の委員長は総務部長とする。

3 審査会の委員は、広報担当課長、企画担当課長、総務担当課長、財政担当課長、商工担当課長及び青少年担当課長をもって充てる。

(会議の開催等)

第16条 委員長は、第9条第1項の規程による審査の要求があつた場合に、速やかに審査会を招集し、審査を行うものとする。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議結果の報告)

第17条 委員長は、審査会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、広報担当課において行う。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。